

国・県等における諸制度の新設、改正・運用等

I. 国土交通省の入札・契約制度等改正の概要

平成 29 年 4 月 1 日から適用する主な事項

○国土交通省土木工事積算基準改定

国土交通省では、調査・測量・設計・施工等あらゆる建設プロセスに ICT を導入し生産性を向上する「i-Construction」を推進しており、平成 29 年度は更なる取組拡大として基準の新設を実施。また、改正品確法の基本理念に則り、適正な予定価格が設定できるよう、土木工事積算基準を改定。

1. i-Construction の更なる拡大に向けた基準の新設

(1)ICT 舗装積算基準新設

ICT を取り入れた技術として「ICT 舗装」を導入し積算基準を新設

2. 品確法を踏まえた積算基準の改定

(1)1 日未満で完了する小規模施工時の積算方法の新設

1 日未満で完了するような小規模施工の場合、これまでは積算と実態に乖離が生ずる場合があることが分かったため、実態を踏まえて必要経費を計上する方法に改定

(2)交通規制補正の見直し

一般交通を規制する場合の補正について、交通量により区分を新設するとともに、これまでの加算補正を乗数補正に見直し

(3)市場単価の一部廃止

市場単価 6 工種（①区画線工②高視認区画線工③排水構造物工④コンクリートブロック積⑤橋梁塗装工⑥構造物とりこわし工）については、取引の実態から市場単価方式を廃止し、「土木工事標準単価」（建設物価調査会及び経済調査会の設定歩掛の平均）に移行

(4)現場環境改善に関する経費の見直し

イメージアップ経費を実態に即するよう現場環境改善費と名称変更し、女性更衣室や熱中症対策等の計上項目の最新の実績を踏まえて経費率を見直し

(5)施工箇所点在型積算の標準化

施工箇所が複数あり、施工箇所が 1km 程度を越えて点在する場合に、別箇所として扱うことが適切と思われる場合には、別箇所と積算することを標準化

(6)土木工事標準歩掛の改定

- ・新規制定（2 工種）
- ・日当たり施工量、労務、資機材等の改定（6 工種）
- ・日当たり施工量、労務、資機材等の一部改定（3 工種）

(7)施工パッケージ関係歩掛

- ・施工パッケージ化（3 工種）
- ・日当たり施工量、労務、資機材等の改定（7 工種）
- ・標準単価設定方法の改定（舗装関係 3 工種）

- 低入札価格調査基準の運用の見直し  
     労務費の参入率を 95%から 100%に変更
- 週休 2 日の間接工事費の補正（試行）  
     週休 2 日を実施する工事について、間接工事費率に共通仮設費 1.02、現場管理費 1.04 の補正係数を乗じて計上
- 営繕工事における入札時積算数量書活用方式の本格実施  
     平成 28 年度は試行とした入札時積算数量書活用方式を競争入札に付する全ての営繕工事に適用
- 社会保険等未加入対策の強化  
     4 月 1 日以降に入札契約手続を行う全ての工事において、二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定  
     元請業者に対し制裁金等の措置を講じることについては、平成 29 年 10 月 1 日以降に入札契約手続を行う全ての工事において適用

## II. 新潟県の入札・契約制度等改正の概要

### 平成 29 年 4 月 1 日から適用する事項

- 現場代理人の常駐義務の緩和措置の継続(適用期間:平成 30 年 3 月 31 日まで)
  1. 現場代理人の兼任
    - (1)同一の地域振興局管内で兼任を認める工事の当初契約金額の合計を 7,000 万円未満までとする。
    - (2)現場代理人の兼任を認める工事の件数を 5 件までとする。
  2. 工事期間中の「常駐を免除することができる期間」の設定  
 下記の(1)～(4)に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。(ただし、常駐を免除する具体的な期間については、請負契約締結後に監督員と現場代理人により工事打合簿において定める。)
    - (1)契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
    - (2)建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
    - (3)橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
    - (4)現場が完了（受注者が、発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）し竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間であって、常駐を免除できると発注所属長が認めた期間
- 総合評価落札方式の改正について
  - (1)標準適用金額（変更なし）
    - ・土木部、交通政策局、農林水産部

- 7千万円以上は原則として総合評価落札方式を採用する。
- 7千万円未満でくじ引きが予想される工事は、技術者実績確認型を採用する。
- ・農地部（当面の間）
  - 1億円以上は原則として総合評価落札方式を採用する。
  - 1億円未満でくじ引きが予想される工事は、技術者実績確認型を採用する。

(2)主な改正内容

①配点の変更及び一般土木と農業土木・森林土木の配点統一

- ・全国と比較して高配点である「企業の技術力」の「工事成績」の配点について、施工計画確認型・技術評価型の配点を6点から5点に引き下げる。
- ・地域雇用の創出の観点から「地域貢献度・精通度」の「地域調達（下請負の活用）」の施工計画確認型・技術評価型の配点を1点から2点に引き上げる。
- ・一般土木と農業土木・森林土木の整合を図り、配点を統一する。

②「実働拠点」の評価基準の変更

- ・日常的な維持管理体制の安定的確保、緊急時の安全確保等、地域を支える地元企業の受注機会の増大や地域産業活性化のため、実働拠点の評価基準を変更する。

＜主たる営業所と同等に評価する従たる営業所の明確化＞

過去10年間継続した営業活動のある従たる営業所であって、管内等の地域における過去5か年の評価対象項目の実績年度数の合計が下記を満たす場合は、主たる営業所と同等に取り扱う。

管内等の地域における対象項目の実績年度数の合計 / (対象項目数 × 5か年) ≥ 75%

(例) 土木工事の場合

- ア. 災害時における活動実績 : ○年度～○年度の 2か年度
- イ. 防災協定 : ○年度～○年度の 5か年度
- ウ. 道路除雪実績 : ○年度～○年度の 4か年度
- エ. 維持修繕（補修）実績 : ○年度～○年度の 5か年度

※判定式 :  $(2+5+4+5) / (4 \text{ 対象項目} \times 5 \text{ か年度}) = 16 / 20 = 80\% (\geq 75\%)$

③「地域調達」の評価基準の変更

- ・維持管理活動や災害対応を実践する地域内企業の受注機会を増大させ、地域産業を活性化させるため、①全ての500万円以上の一次・二次下請負を設定する地域内・県内で調達した場合、及び②入札参加企業が県内企業で下請け企業の無い場合、について評価の対象とする。

④「担い手育成・確保」の評価基準の変更

- ・担い手の中長期的な育成・確保のため、既に導入済みの若手技術者（40歳未満）の活用に係る評価項目に加えて、今年度から「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」としての登録を評価することとし、2項目併せた評価基準に変更する。（2項目該当すれば0.5点、1項目該当なら0.25点、該当なしは0点）

⑤「Made in 新潟新技術の活用」の履行義務の見直し

- ・入札時に提出された技術資料や技術提案については、これまで加点評価

しなかった提案についても履行義務を課しているが、今年度から「Made in 新潟新技術の活用」については履行義務を課さない。

(3)平成 30 年度改正に関する周知事項（※今後、変更することがある）

- ①「継続教育（CPD）の取組状況」の評価基準の変更【H30. 4. 1 改正予定）
- ・「建設系CPD協議会」に加盟している団体及び、公告や指名通知で示す団体が証明した取得単位を評価の対象とし、前年度（平成 29 年度）取得単位を登録認定団体毎の年間推奨単位で除した値で評価する。

（参考）評価対象団体の推奨単位（抜粋）

（一社）全国土木施工管理技士会連合会 20 ユニット／年

（公社）日本技術士会 50 CPD 時間／年

（公社）地盤工学会 50 ポイント／年

（公社）土木学会 50 単位／年

（公社）日本建築士会連合会 12 単位／年

（公財）建築技術教育普及センター 12 認定時間／年

○県（土木部発注工事）の「ICTの全面的な活用（ICT 土工）」の試行について

(1)対象工事

- ・道路土工、河川土工、海岸土工、砂防土工の工種（レベル 2）で、土工量が 1,000 m<sup>3</sup>以上となる一般土木工事は、原則試行対象とする。ただし、発注者が現場条件を勘案し、ICTの活用が困難と考えられる場合は除外する。

○品確法を踏まえた積算基準の改定（国土交通省の改定内容に準ずる）

(1)交通規制補正の見直し

一般交通を規制する場合の補正について、交通量により区分を新設するとともに、これまでの加算補正を乗数補正に見直し

(2)現場環境改善に関する経費の見直し

イメージアップ経費を実態に即するよう現場環境改善費と名称変更し、女性更衣室や熱中症対策等の計上項目の最新の実績を踏まえて経費率を見直し

○CALS システムの運用について

(1)適用対象

①土木部（継続）

- ・当初設計額 1,000 万円以上の工事は対象とする。但し、2,500 万円未満工事及び地域保全型工事への適用については、受注者の選択制とする。

②農地部（継続）

- ・当初設計額 1,000 万円以上の工事は対象とする。ただし、耕地災害復旧事業は対象外とする。

○破産法、会社更生法等に基づく解除に伴う違約金の取扱いについて

破産法等に基づく解除により、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって履行が不能となった場合の違約金の取扱いについて、4 月 1 日以後に新たに契約を締結する建設工事については、発注者が違約金を請求できる。